

実効あるガバナンスの推進

コーポレート・ガバナンスへの取り組み

五洋建設グループは、経営の健全性・透明性及び遵法性を確保し、会社の永続的な成長・発展のため、次の通りコーポレート・ガバナンス体制の構築・充実を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制

■ 経営・業務執行

当社は、社外取締役3名を含む10名の取締役によって取締役会を構成し、法令、定款及び社内規則並びに五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドラインに基づいて運営しています。取締役会は原則月2回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行状況の監督を行っています。また、業務執行の責任を明確化するため、執行役員制度を導入しています。

役員候補者の選定や役員報酬案については、代表取締役が、社外取締役全員と過半を超えない若干名のその他の取締役で構成される社外取締役を委員長とする人事委員会に諮問し、取締役会で決定します。役員報酬は、業績に連動した役員業績評価制度を導入しています。

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役3名を含む4名の監査役によって監査役会を構成しています。各監査役は、取締役会をはじめ執行役員会議、グループ経営会議等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監視しています。こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えています。

■ コーポレートガバナンス・ガイドライン制定

当社は、コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。2018年6月に改定された「コーポレートガバナンス・コード」に対応して、2019年6月25日に内容を拡充して改定いたしました。

1. 制定の目的

当社グループは、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営理念を実践し、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、様々なステークホルダーにとって魅力ある企業として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。

その実現のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」に則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果敢な意思決定ができる体制を構築し、経営の透明性を確保していきます。

2. 本ガイドラインの構成

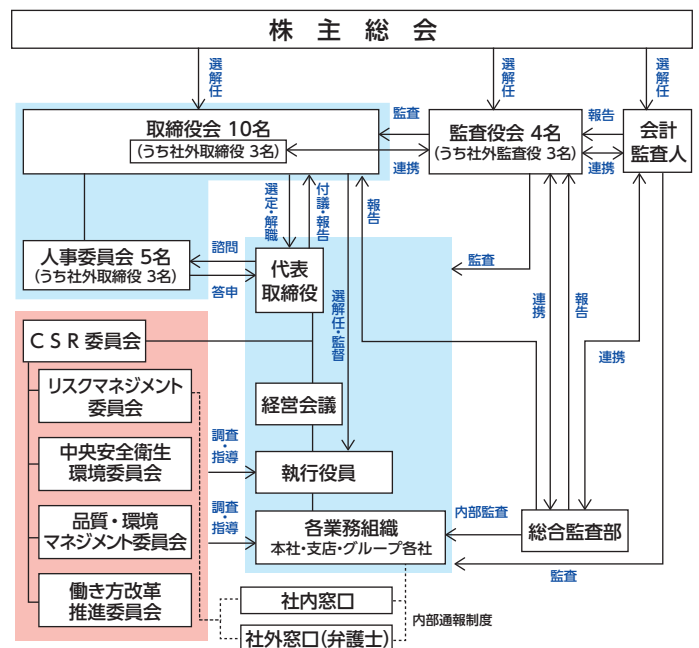
- ・株主の権利・平等性の確保
- ・株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ・適切な情報開示と透明性の確保
- ・取締役会の責務
- ・株主との対話

■ 内部統制・リスク管理

リスク管理の徹底、法令遵守、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、取締役会において内部統制基本方針を策定し、内部統制システムを整備しています。

なお、内部統制システムの整備・運用状況に関しては、毎年、取締役会において精査しています。本社に設置したリスクマネジメント委員会では、リスクマネジメント基本方針を策定し、各業務執行部門は同委員会の方針に従い、研修の実施などにより、コンプライアンスの推進を図っています。また、コンプライアンスリスクに限らず、財務リスク・施工リスク・BCP(事業継続性)リスクなど、会社が事業活動を継続する上で発生する様々なリスクについて、リスク発生の防止及びリスク発生に伴う会社損失の最小化を図る取り組みも行っています。

コーポレート・ガバナンス体制



なお、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれを実践するための運営方針を定めた「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」の詳細を当社のホームページに掲載しています。 <http://www.penta-ocean.co.jp/company/management/governance/>



コンプライアンスへの取り組み

当社グループでは、「コンプライアンス基本方針」に基づき、グループ各社にリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全社の役職員が法令遵守はもとより、社会的規範・企業倫理を尊重し、常に誠実な姿勢で行動できるよう取り組んでいます。

コンプライアンス基本方針

当社グループの全役職員は、事業活動においては法令を遵守し、社会規範・倫理を尊重することはもとより、常に誠実な姿勢で行動します。特に工事入札においては、独占禁止法その他関係法令を遵守し、公正かつ自由な競争を実践します。

コンプライアンス研修

当社は、全役職員が法令遵守はもとより、社会的規範・企業倫理を尊重し、常に誠実な姿勢で行動できるようコンプライアンス研修を行っています。2018年度は、職種別・役職別・階層別研修とe-ラーニングを通じて、延べ11,153名の役職員が受講しました。

そのうち国際部門では、シンガポール、香港などの東南アジア、アフリカなどの各拠点で集合研修が開催され日本人職員152名、外国人職員1,759名が参加しました。「競争法(独占禁止法)」「贈収賄」「技術者倫理」「ソフトウェアの不正使用」に加えて、多様性の尊重をテーマとしたハラスメント研修を、日本人職員・外国人職員を対象に行いました。

国内では、技術職や営業職など職種別・役職別研修、新入社員から経営層までの階層別研修などの集合研修を実施。集合研修においては、ディスカッション形式で実施したのも含まれ、より深くテーマを理解できるように取り組んでいます。また、全役職員向けのe-ラーニングでは、最新のコンプライアンス事例を取り入れ、法令違反を犯さないこと、巻き込まれないことを改めて認識できたと考えています。

コンプライアンス推進の取り組み

当社グループは、各種社内研修やグループ内イントラネット上での情報発信を通じて、役職員が日々多忙な業務の中においても、個々を取り巻く複雑な「法令など」を適正に遵守できるように取り組んでいます。



リスクマネジメントへの取り組み

当社グループは、事業を継続する上で想定される種々のリスクについて、その発生の防止及び発生した場合におけるグループ経営全体に影響を及ぼす損失の最小化を図るなど、リスク対応を適宜・適切かつ継続的に実施します。

リスクマネジメント体制

当社では、2008年4月に、リスク発生を包括的に管理することを目的として「リスクマネジメント委員会」を設置し、企業が内包するコンプライアンスリスクをはじめ、情報リスク、BCP、大規模災害リスクなど、同委員会が中心となって取り組み、リスク分類に応じて担当部署を定め、リスクマネジメントを推進しています。

さらに、2010年4月からグループ・リスクマネジメントの概念を採り入れ、当社グループ各社のリスクマネジメントを強化する取り組みを始めました。

事前に想定されるリスクを特定し分類しておくことで、現実的に具体的なリスクが発生した場合、リスクの種類に応じた対策を速やかに講じることができるようリスクマネジメント体制を構築しています。これにより、仮に想定外のリスクが発生した場合であっても被害を最小限に抑えるべく対応することができるよう、また、当該リスクへの対処結果についても振り返りを実施することで、新たなリスクに対する認識や備えを意識するようにしています。

情報セキュリティマネジメント

近年、個人情報をはじめとする機密情報の漏えいなど情報関連の事件・事故が後を絶ちません。事件・事故が発生した場合、企業が被る損害は計り知れず、社会的責任も重大であるため、企業の適切な情報管理が求められています。また現在の情報化社会においては、情報システム環境(電子入札、電子納品、電子商取引など)に基づいた取り決め・対応が必要です。当社は2004年に情報管理制度を構築したあと、定期的に制度の見直し、拡充を図ってきました。また共通グループウェアを活用し、情報システム機器への物理的対策だけでなくe-ラーニングによる全役職員への情報教育(年2回)及び職種別研修などで情報管理技術の向上に努めています。

2003	情報システムの取り扱いに関する「情報管理基準」発行
2004	「情報管理制度」導入
2005	「個人情報保護法」の完全施行 事業継続計画(BCP)活動開始 全取引業者との「秘密保持契約」の締結
2006	情報セキュリティに関する内部監査の実施 関連会社6社についてセキュリティポリシー制定
2008	情報セキュリティに関するセルフチェックの実施
2012	スマートデバイス導入とセキュリティポリシー改定
2016	マイナンバー制度への対応に伴う改定 グループウェア切替に伴う情報セキュリティポリシー見直し
2017	関連会社10社についてセキュリティポリシー改定及び制定